沼田稲次郎教授の人と社会政策論

黒川 俊雄 (慶應義塾大学教授)

りであったが、将来ああいう学者にはなりたくないというタイプの先輩大学教師がどこの大学 て、異色な学者である沼田教授には大いに刺激されたものである。当時私は助手になったばか で、学会が設立されてからしばらくは、労働法学者で社会政策学会のもっとも熱心な会員とし 社会政策学会においてだったと思う。沼田教授が、ちょうど『日本労働法論』を公にされた頃 て出席され、私などは経済学専攻で専門分野こそちがってはいたが、同じ労働問題研究者とし 沼田稲次郎教授との出合いは、戦前の日本社会政策学会の伝統をうけついで戦後設立された

にもむしろ多かったなかで、沼田教授はもっとも心をひかれた異色な存在の一人であった。

五○歳台になってしまった現在の私にとってもその点は変りはない。というよりも最近は人間 のである。二〇歳台の若さだった私の眼に、沼田教授が魅力的に映ったのは当然であったが、 発散させながら学界に真の意味の権威を着々ときずきあげつつあった頃に、私はお会いした 変りはないように思われる。そういうなかで沼田教授が法律学者でありながら、人間くささを わら、経学者や法律学者にはそういう人が多かったように思われるし、現在でもその点あまり かのように錯覚している人が、あまりに多いように思われたからある。とくに社会科者、 いる人があまりにも多く、むしろ人間くささをかくしているところに学者としての権威がある くささをかくしているような学者がかえってますますふえてきているようにさえ思われる というのは、先輩大学教師には、人間くささのない人、というよりも人間くささをかくして すな



『沼田稲次郎著作集』 月報集成

一家で、沼田教授はますます貴重な存在として尊敬の的で、沼田教授はますます貴重な存在として尊敬の的で、沼田教授はますます貴重な存在として尊敬の的で、沼田教授はますます貴重な存在として尊敬の的

ことにこの著作集第一巻に収められた『日本労働

労働 法論』 第 かわらず、 て労働法学界にデビューされ、体系的把握の先鞭をつけられたものであるといえよう。とくに 二篇 問 は、 .題に接近しつつあった者にとって、興味深いだけでなく、労働法に接近しやすい道をつ 「総論」 労働法を体系的に把握する理論が欠除していたときに、 まさに戦後労働組合運動が日本ではじめて合法的になって高揚しつつあったにもか の第 章 「社会政策と法規範の推移」は、私のように、経済学によって社会政策 沼田教授がこれをひっさげ

田教授がつぎのように指摘されている点は、きわめて重要である。 握をめぐって、「階級闘争」との関連で経済学者のあいだで論争が展開されはじめてい ので、沼田教授のこの総論第一章は、注目されるべきものであったといえよう。このなかで沼 当時社会政策学会では、 大河内一男教授の、 総資本の労働力保全策という社会政 策 たときな の本質把

けてくれている。

イマンが、『社会政策とは資本主義内における社会的理念の制度的沈澱である』とするのに対 批判されているのは正しいとせねばならない てかかる限界を意識する眼り社会政策であって、社会主義ではあり得ないのである。E・ハ して大河内教授が、 社会政策の現実的な主体を把握するということは、その限界を知ることであろう。そし かかる 『保守的 =革新的二重性』 (大河内一男『社会政策の基本問題』所掲 が主体の喪失を帰結するものであ 一社

このように、 社会政策の主体の把握は極めて重要ではあるが、 政策主体の面 から社会政策

会政策の形而上学」参照)。

政策主体に対立する独自の主体でもある。総資本にとっての損失が同時に資本支配の社会そ 総資本の立場からの労働力保全という目的は軽視さるべきではないが、単に労働力を保全す あり得ない。それ故にこそ、社会政策は経済政策の中に解消せられきらない独自 のものの必然悪として提起される、いわぱ規範的モメントを含まないところには社会政策は て却って労働力が保全せられることも亦事実である。労働者は常に政策客体たるのみでなく、 ることによって労働者を保護することに止まらず、労働者の保護が強要せられることによっ の本質をとらえることが、常に生産政策的にのみ社会政策をみることではない。 の本質をも なるほど、

つものと考えねばならないのである。

の抑制緩和策として社会政策の本質を直線的に把握しようという傾向が論争のなかでめだっ 当時大河内教授の「総資本の労働力保全」策にたいして、労働者階級の闘争による労働力濫 すれば、社会政策が社会法によって行われるのである。」(著作集第一巻二四~二五ページ)。 みられ、 存する。すなわち普遍意思を通してあらわれるところに、近代的合理主義が貫かれておると 実の主体が国家機構を通して公共的立場からの政策とされるところにも亦その本質的規定が 大資本の立場であることが、社会政策の本質を決定しているのであるが、 国家が法治国家であるが故に、社会政策が法律的形式を以って典型的に実現せられる、 社会政策の主体が現実的には総資本の立場であり、独占資本主義段階においては、 それが歴史的概念としての社会政策の本質を形成しているのである。そして、近代 同時に、 か かる現 独占的

奪

がたいようである。

だが、

沼田教授が「労働者は常に政策客体たるのみでなく、

理解され

に対立する独自の主体である。」と指摘されている点が理解されえないかぎり、

が認められると、まことに我田引水的に私は考えている。 とくに私の 「社会政策の二重性」

(青木書店刊)のなかに収められている私の社会政策本質論とほぼ

(労働旬報社刊)

や同

レーニンの「改良の二重性」論にもとづいて展開したものだが、いまだに多くの人々には理

てい ではないが、 の必然悪として提起される、いわば規範的モメントを含まないところに社会政策はあり得ない」 たが、 沼田教授は、「なるほど、 ……」とされながらも、「総資本にとっての損失が同時に資本支配の社会そのもの 総資本の立場から労働力保全という目的は 軽視されるべ

と指摘し、「それ故にこそ、社会政策は経済政策の中に解消せられきらない独自の本質をもつも

のと考えねばならないのである。」と主張して、労働法学者らしい本質論を展開しておられる。 この沼田理論は、表現こそちがえ、拙著『現代労働問題の理論』

政策と労働運動』

ものであろうと思う。 大変自分勝手なことばかり書いてしまったが、

をとっていささか私なりの感想を書きとめてみた次第である。

沼田

教授の著作集が公にされたこの機会に筆

▽本サイトにUPするうえで表題を「沼田稲次郎教授」と正式名に訂正した。 【『沼田稲次郎著作集』 第6巻月報、 1976年8月)

政策主体 一致する点 がたい 『社会 一論は、 ◇現代労働組合研究会のHPへ

http://e-kyodo.sakura.ne.jp/roudou/111210roudou-index.htm